

19通達第7号
平成19年4月1日

各部・室長 殿

理 事（総務（財務・契約）管理担当）

名古屋高速道路公社随意契約ガイドラインについて

名古屋高速道路公社会計規程（昭和46年12月7日名古屋高速道路公社規程第18号。以下「会計規程」という。）第71条第1項第1号から第4号までの対象となる可能性のある主な工事及び業務の態様の例示については、下記のとおり取り扱うこととするので遺漏のないよう処理されたい。

記

このガイドラインは、会計規程第71条第1項第1号から第4号までの対象となる可能性のある主な工事及び業務の態様を例示したものである。よって、随意契約方式を適用できる工事及び業務は、このガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、この項目に該当するものは、直ちに随意契約方式を適用すべきものとする趣旨ではない。

なお、随意契約は、競争契約を原則とする契約方式の例外であることを認識し、その理由を十分整理しておくものとする。

随意契約のガイドライン

一 競争に付することが不利と認められるとき。（会計規程第71条第1項第1号）

- (1) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ① 当初予期し得なかつた事情の変化等により必要となつた追加工事、業務
 - ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合

- ① 前工事と後工事とが、一体の構造等（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - ② 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- (3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合

二 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。（会計規程第71条第1項第2号）

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする場合で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - ① 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - ② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - ④ ガス事業法等の法令等の規程に基づき施工者が特定される工事
- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ① 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - ② 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
- (3) 既存の情報処理システム等と密接不可分（同一管理システム）の関係にあり、同一の者以外の者に施工させると、既存のシステム等の使用に著しく支障が生じるおそれがある場合やかし担保責任の範囲が不明確となる場合
- (4) 業務内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求され、価格のみによる入札ではなく、プロポーザル方式により最適な者を決定した場合
- (5) 業務内容の目的を達成するため、専門知識に精通した国立大学法人等の専門機関に委託する場合

三 災害応急復旧を行う場合その他緊急を要する場合において競争に付する暇がないとき。 (会計規程第71条第1項第3号)

(1) 緊急の必要により競争に付することができない場合

緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付する時間的余裕がない場合

- ① 堤防決壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
- ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ③ 災害の未然防止のための応急工事
- ④ 高速道路上の事故に伴う緊急復旧工事

四 前3号に規定するもののほか、業務の運営上特に必要がある場合その他契約に係る予定価格が少額である場合。 (会計規程第71条第1項第4号)

(1) 公社の業務の運営上特に必要があり、国、地方公共団体、公法人、公益法人等と協定又は契約を締結する場合

(2) 競争入札等の参加条件において翌年度以降の随意契約を条件としている場合

(3) 契約に係る予定価格が少額である場合

工事及び業務委託の契約に係る予定価格が少額で随意契約によることができる場合は、予定価格が200万円未満の場合とする。ただし、この場合なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

附 則

この通達は、平成19年4月1日から施行する。

入札契約制度検討委員会（平成18年6月15日開催）要旨

1. ダンピング受注対策

契約保証金をJVも対象へ
契約保証金の率を10分の1から3へ引き上げ
監理技術者の1名増員
検査体制の充実

了承

上部工については、工場の技術者も1名配置させること。

2. 低入札価格調査制度

引き下げについては、現場の状況を考慮し再検討すること。

3. 総合評価方式

規程関係を整備し、改めて説明すること。

4. 電子入札

10月の稼働に向けて準備を進めること。
改めて、システムが稼働後内容説明を行うこと。

5. 隨意契約ガイドライン

18年度内に整備をしていくこと。

入札・契約制度の改善(案)

入札契約制度検討委員会

平成18年6月15日

項 目	目 的	内 容	実 施 予 定
1. ダンピング防止対策	・ 不良不適格業者の排除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工期延長の不可 ・ 契約保証金の増額 10分の1を10分の3へ増額 ・ 監理技術者の増員 監理技術者と同様の技術員を1名増員 ・ 檢査体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査制度が象工事から導入 ・ 入札公告仕様書等に条件を明記 ・ 新宝塚下部工事から実施
2. 低入札価格調査制度	・ 安価な製品の納入が期待できること ・ コスト縮減に大きく寄与すること	・ 1,000万円以下で競争に付するすべての工事 ・ 最低制限価格の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年10月1日より実施 ・ 実施要綱の改正
3. 総合評価落札方式	・ 品質の向上 ・ 技術開発の促進 ・ 談合の抑止効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提案に基づき、価格以外の要素として 総合的に評価し、落札者を決定 ・ 種類として、簡易型、標準型、高専型 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年秋頃に発注予定の工事の中から 総合評価方式にないじむ工事を対象に簡易型 を試行 ・ 平成18年9月1日規程関係制定
4. 電子入札制度	・ 入札事務の効率化 ・ 透明性確保の向上	・ あいち電子自治体推進協議会に参加し 電子入札システムを導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年10月より試行実施
5. 反社会的行為者対策 措置要領	・ 工事の適正な履行確保	・ 建設工事等から反社会的行為者等を排除 する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年10月1日施行予定
6. 隨意契約ガイドライン	・ 隨意契約の適正化 ・ 隨意契約理由の審査体制を強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隨意契約理由の様式を統一 ・ 隨意契約理由の指名委員会等への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年4月1日施行予定
7. その他 (企業連絡関係)	・ 公正な入札の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本関係の連絡企業 親会社と子会社の関係 親会社を同じくする子会社同士の関係 人的関係の連絡企業 ・ 一方の会社役員が、他方の役員を兼ねている場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の入札説明書に記載